福祉サービスに関する「苦情申し出窓口」の設置について

社会福祉法第８２条の規定に基づき、本会が提供する福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、次のような体制で解決に努めておりますので、お知らせいたします。

１　苦情解決責任者　　山口　貴志　（事務局長）

２　苦情受付担当者

居宅介護支援事業所	稲沢　真希子	（介護事業係長）
訪問介護事業所	稲沢　真希子	（介護事業係長）
障害児者相談支援事業所	稲沢　真希子	（介護事業係長）
りんどう作業所	渡邉　洋子	（りんどう作業所長）
那須地区地域包括支援センター	山下　里美	（主任介護専門員）

３　連　絡　先　　〒３２５－３２１５
那須町大字寺子乙２５６６－１ゆめプラザ那須内
ＴＥＬ　７２－５１３３
ＦＡＸ　７２－０４１６
ＴＥＬ　７２－０３６２（りんどう作業所）
ＦＡＸ　７４－５８１０
ＴＥＬ　７１－１１３８（那須地区地域包括支援センター）

４　苦情解決第三者委員　　高久　孝　（民生委員）
稲沢　道夫（民生委員）
吉田　文枝（民生委員）

５　苦情の処理方法等

（１）　苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けております。

（２）　苦情受付の報告、確認
受付けた苦情は、苦情解決担当者や第三者委員に報告されます。（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）

（３）　苦情解決の方法等
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合いをし、解決に努めます。その際、第三者委員の助言や立会いを求めることもできます。